

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2021年5月11日提出

【発行者名】 大和アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松下 浩一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 西脇 保宏
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】 iFreeレバレッジ FANG+

【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券の金
額】 (1)当初自己設定
1億円とします。
(2)継続申込期間
10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年8月3日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、半期報告書の提出に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

< 訂正前 >

当ファンドは、日々の基準価額の値動きがNYSE FANG+指数（米ドルベース）の値動きの2倍程度となることをめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

< 略 >

< ファンドの特色 >

< 略 >

< ダイワ・アセット・マネジメント(アメリカ)リミテッドについて >

- ダイワ・アセット・マネジメント(アメリカ)リミテッド(所在地:米国 ニューヨーク州)は、大和アセットマネジメント株式会社の海外現地法人です。1984年にニューヨーク州において駐在員事務所として設立され、1990年に現地法人に移行しました。
- 北米およびラテンアメリカの株式の運用・調査業務などを行なっています。

< 略 >

< 訂正後 >

当ファンドは、日々の基準価額の値動きがNYSE FANG+指数（米ドルベース）の値動きの2倍程度となることをめざして運用を行ないます。

NYSE FANG+指数について

NYSE FANG+指数は、次世代テクノロジーをベースに、グローバルな現代社会において人々の生活に大きな影響力を持ち、高い知名度を有する米国上場企業を対象に構成された株価指数です。NYSE FANG+指数は、これらの企業に等金額投資したポートフォリオで構成されています。

なお、「FANG」とは、主要銘柄であるフェイスブック（Facebook）、アマゾン・ドット・コム（Amazon.com）、ネットフリックス（Netflix）、グーグル（Google）の頭文字をつないだものです。

当指数は、四半期（3・6・9・12月）ごとに等金額となるようリバランスを行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

< 略 >

< ファンドの特色 >

< 略 >

〈ダイワ・アセット・マネジメント(アメリカ)リミテッドについて〉

ダイワ・アセット・マネジメント(アメリカ)リミテッド(所在地:米国 ニューヨーク州)は、大和アセットマネジメント株式会社の海外現地法人です。1984年にニューヨーク州において駐在員事務所として設立され、1990年に現地法人に移行しました。

< 略 >

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

< 略 >

< 委託会社等の概況（2020年5月末日現在） >

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

< 委託会社等の概況（2021年2月末日現在） >

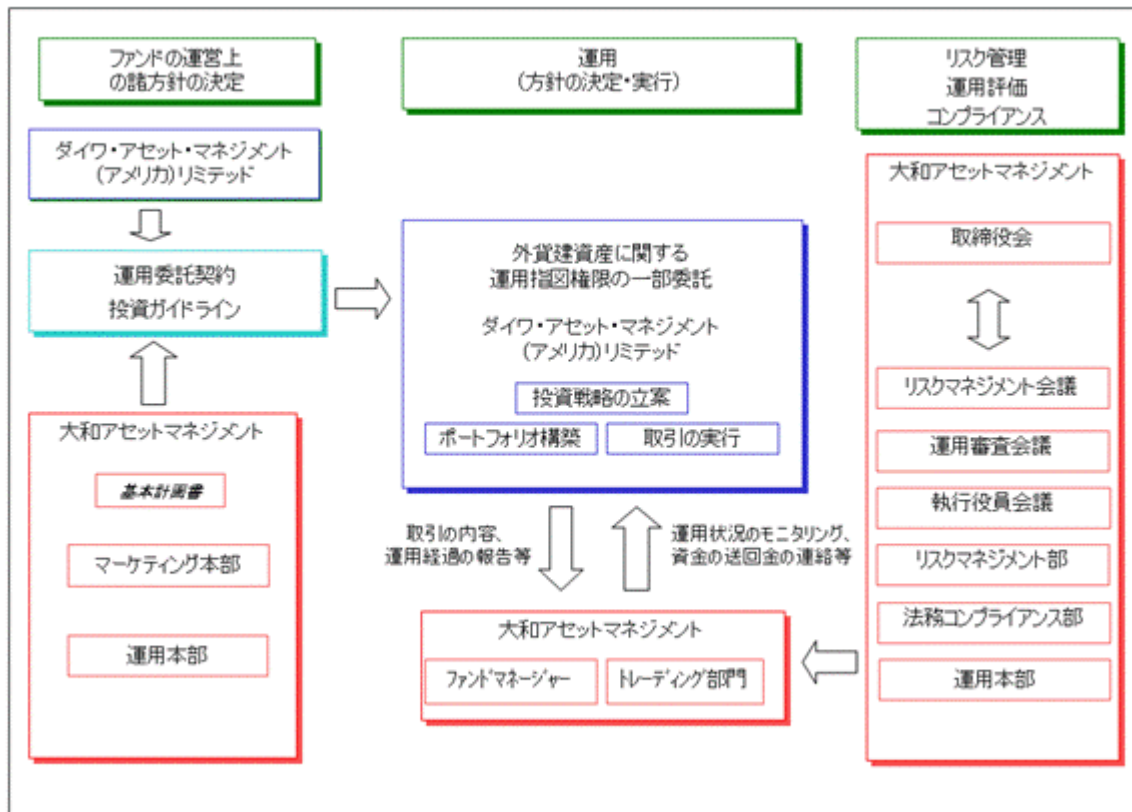
< 略 >

2 【投資方針】**(3) 【運用体制】**

< 訂正前 >

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



< 略 >

八．モニタリング

委託会社は、ダイワ・アセット・マネジメント（アメリカ）リミテッドとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

委託会社と同社は、担当業務ごとに共通の指揮系統・報告ラインの下におかれており、部門ごとに組織的にモニタリングしています。

また、別途定期的にコンプライアンスレポートの徴求等を行っており、同社における法令遵守や業務管理の状況についても確認を行っています。

二．リスク管理、運用評価、コンプライアンス

< 略 >

3．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

職務権限（委託会社）

< 略 >

イ．CIO（Chief Investment Officer）（2名）

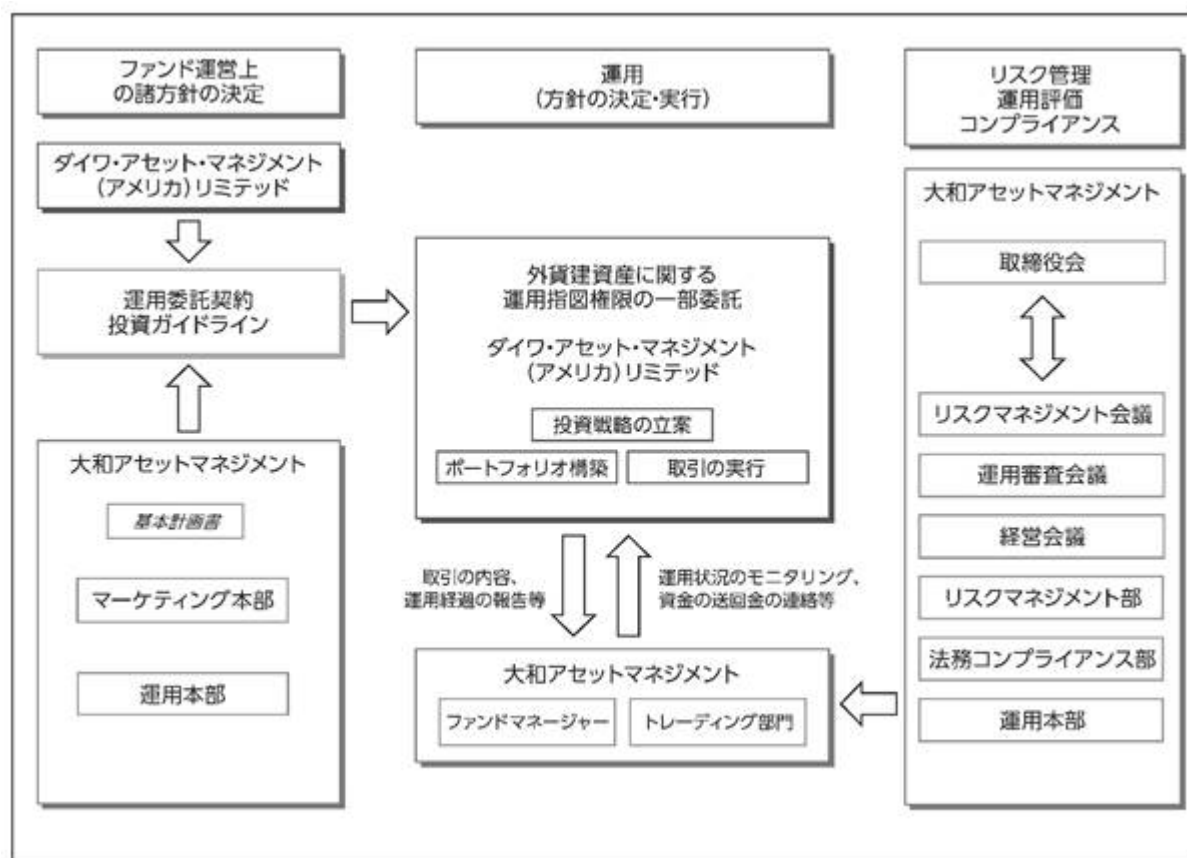
< 略 >

上記の運用体制は2020年5月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

< 訂正後 >

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



< 略 >

八．モニタリング

委託会社は、ダイワ・アセット・マネジメント（アメリカ）リミテッドとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、別途定期的にコンプライアンスレポートの徴求等を行っており、同社における法令遵守や業務管理の状況についても確認を行なっています。

二．リスク管理、運用評価、コンプライアンス

< 略 >

3．経営会議

法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

職務権限（委託会社）

< 略 >

イ．CIO（Chief Investment Officer）（3名）

< 略 >

上記の運用体制は2021年2月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(3) 【信託報酬等】

< 訂正前 >

< 略 >

当ファンドの信託報酬等のほか、パフォーマンス連動債券についても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に当該報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、年率1.275%（税込）以下です。

（注）パフォーマンス連動債券の信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 < ファンドの特色 >」の「パフォーマンス連動債券の概要」をご参照下さい。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

当ファンドの信託報酬等のほか、パフォーマンス連動債券についても報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に当該報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、年率1.275%（税込）以下です。

（注）パフォーマンス連動債券の報酬等については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 < ファンドの特色 >」の「パフォーマンス連動債券の概要」をご参照下さい。

< 略 >

(5) 【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

< 略 >

（ ）上記は、2020年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

（ ）上記は、2021年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

< 略 >

5 【運用状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

(1) 【投資状況】（2021年2月26日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 社債券 | 7,369,942,400 | 100.72 |
| 内 日本 | 7,369,942,400 | 100.72 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 53,046,853 | 0.72 |
| 純資産総額 | 7,316,895,547 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2021年2月26日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 数 種類 は | 株数、口 また 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 利率(%) 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|---|-----------------|----|--------------|--------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------|
| 1 | Star Helios Plc | 日本 | 社債券 | 4,384,000,000 | 136.63 5,990,264,900 | 168.11 7,369,942,400 | - 2023/08/07 | 100.72 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|---------|
| 社債券 | 100.72% |
| 合計 | 100.72% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (分配落) (円) | 純資産総額 (分配付) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落)(円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付)(円) |
|--|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| | | | | |

| | | | | |
|-----------|---------------|---|--------|---|
| 2020年8月末日 | 1,404,513,484 | - | 1.1805 | - |
| 9月末日 | 3,658,579,014 | - | 1.0703 | - |
| 10月末日 | 3,944,235,513 | - | 1.1883 | - |
| 11月末日 | 3,717,696,855 | - | 1.2469 | - |
| 12月末日 | 4,916,832,584 | - | 1.4453 | - |
| 2021年1月末日 | 5,870,482,654 | - | 1.6016 | - |
| 2月末日 | 7,316,895,547 | - | 1.6658 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たり分配金(円) |
|---------------------------|-------------|
| 2020年8月19日～ 2021年2月18日 | - |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|---------------------------|--------|
| 2020年8月19日～ 2021年2月18日 | 90.3 |

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|---------------------------|---------------|---------------|
| 2020年8月19日～ 2021年2月18日 | 9,962,550,262 | 5,704,990,554 |

(注) 当初設定数量は100,000,000口です。

[次へ](#)

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2020年8月19日から2021年2月18日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

iFreeレバレッジ FANG+

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

| | 当中間計算期間末 2021年2月18日現在 | |
|-----------------|--------------------------|---------------|
| | 金額（円） | |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | | 809,888,242 |
| 社債券 | | 8,262,851,400 |
| 未収入金 | | 5,762,100 |
| 流動資産合計 | | 9,078,501,742 |
| 資産合計 | | 9,078,501,742 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | 684,561,000 |
| 未払解約金 | | 82,107,731 |
| 未払受託者報酬 | | 563,229 |
| 未払委託者報酬 | | 19,601,874 |
| その他未払費用 | | 168,886 |
| 流動負債合計 | | 787,002,720 |
| 負債合計 | | 787,002,720 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 | 4,357,559,708 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | | 3,933,939,314 |
| 元本等合計 | | 8,291,499,022 |
| 純資産合計 | | 8,291,499,022 |
| 負債純資産合計 | | 9,078,501,742 |

[次へ](#)

(2) 中間損益及び剰余金計算書

| | 当中間計算期間 自 2020年8月19日 至 2021年2月18日 |
|-----------------------------|---|
| | 金額(円) |
| 営業収益 | |
| 受取利息 | 2,082 |
| 有価証券売買等損益 | 2,578,542,300 |
| 営業収益合計 | 2,578,544,382 |
| 営業費用 | |
| 支払利息 | 50,504 |
| 受託者報酬 | 563,229 |
| 委託者報酬 | 19,601,874 |
| その他費用 | 334,504 |
| 営業費用合計 | 20,550,111 |
| 営業利益 | 2,557,994,271 |
| 経常利益 | 2,557,994,271 |
| 中間純利益 | 2,557,994,271 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 | 587,793,979 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,954,861,018 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額 | 2,954,861,018 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 991,121,996 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額 | 991,121,996 |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 3,933,939,314 |

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 当中間計算期間 自 2020年8月19日 至 2021年2月18日 |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 当中間計算期間末 2021年2月18日現在 |
|-----------------------|--------------------------|
| 1. 1期首元本額 | 100,000,000円 |
| 期中追加設定元本額 | 9,962,550,262円 |
| 期中一部解約元本額 | 5,704,990,554円 |
| 2. 中間計算期間末日における受益権の総数 | 4,357,559,708口 |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 当中間計算期間 自 2020年8月19日 至 2021年2月18日 |
|-----|---|
| | 該当事項はありません。 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 当中間計算期間末 2021年2月18日現在 |
|----------------------------|---|
| 1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 区 分 | 当中間計算期間末 2021年2月18日現在 |
|-----|--------------------------|
| | 該当事項はありません。 |

(1口当たり情報)

| | 当中間計算期間末 2021年2月18日現在 |
|---------------------------|--------------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.9028円 (19,028円) |

2 【ファンドの現況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

【純資産額計算書】

2021年2月26日

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 7,662,336,956円 |
| 負債総額 | 345,441,409円 |
| 純資産総額（ - ） | 7,316,895,547円 |
| 発行済数量 | 4,392,427,904口 |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | 1.6658円 |

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況 および2 事業の内容及び営業の概況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2021年2月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．運用審査会議、リスクマネジメント会議および経営会議

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・経営会議

法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2021年2月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

| 基本的性格 | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|------------|-------|---------------|
| 単位型株式投資信託 | 44 | 71,411 |
| 追加型株式投資信託 | 729 | 19,737,854 |
| 株式投資信託 合計 | 773 | 19,809,265 |
| 単位型公社債投資信託 | 52 | 175,475 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 1,589,502 |
| 公社債投資信託 合計 | 66 | 1,764,976 |
| 総合計 | 839 | 21,574,241 |

3 【委託会社等の経理状況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）は、改正府令附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第61期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第62期事業年度に係る中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位:百万円）

| | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 28,489 | 2,741 |
| 有価証券 | 554 | 22,167 |
| 前払費用 | 214 | 205 |
| 未収委託者報酬 | 11,468 | 10,847 |
| 未収収益 | 98 | 63 |
| その他 | 56 | 62 |
| 流動資産計 | 40,882 | 36,088 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 1 |
| 建物 | 206 | 217 |
| | 10 | 7 |

| | | |
|-----------|--------|--------|
| 器具備品 | 195 | 209 |
| 無形固定資産 | 2,821 | 2,362 |
| ソフトウェア | 2,804 | 2,028 |
| ソフトウェア仮勘定 | 17 | 333 |
| 投資その他の資産 | 12,799 | 15,844 |
| 投資有価証券 | 8,493 | 9,153 |
| 関係会社株式 | 1,836 | 3,972 |
| 出資金 | 183 | 183 |
| 長期差入保証金 | 1,070 | 1,069 |
| 繰延税金資産 | 1,183 | 1,431 |
| その他 | 31 | 33 |
| 固定資産計 | 15,827 | 18,424 |
| 資産合計 | 56,709 | 54,512 |

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 75 | 69 |
| 未払金 | 8,548 | 7,573 |
| 未払収益分配金 | 15 | 14 |
| 未払償還金 | 40 | 39 |
| 未払手数料 | 4,610 | 3,988 |
| その他未払金 | 2 3,882 | 2 3,530 |
| 未払費用 | 3,735 | 3,830 |
| 未払法人税等 | 726 | 656 |
| 未払消費税等 | 255 | 590 |
| 賞与引当金 | 725 | 688 |
| その他 | 2 | 5 |
| 流動負債計 | 14,070 | 13,414 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 2,389 | 2,574 |
| 役員退職慰労引当金 | 103 | 88 |
| その他 | 2 | 5 |
| 固定負債計 | 2,496 | 2,667 |
| 負債合計 | 16,567 | 16,082 |

| | | |
|--------------|--------|--------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 15,174 | 15,174 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 11,495 | 11,495 |
| 資本剰余金合計 | 11,495 | 11,495 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 374 | 374 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 13,052 | 11,749 |
| 利益剰余金合計 | 13,426 | 12,123 |
| 株主資本合計 | 40,096 | 38,793 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 46 | 363 |
| 評価・換算差額等合計 | 46 | 363 |
| 純資産合計 | 40,142 | 38,430 |
| 負債・純資産合計 | 56,709 | 54,512 |

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|----------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 76,052 | 69,550 |
| その他営業収益 | 673 | 583 |
| 営業収益計 | 76,725 | 70,134 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 35,789 | 31,120 |
| 広告宣伝費 | 694 | 745 |
| 調査費 | 9,066 | 8,858 |
| 調査費 | 1,057 | 1,188 |
| 委託調査費 | 8,009 | 7,670 |
| 委託計算費 | 1,351 | 1,410 |
| 営業雑経費 | 1,557 | 1,770 |
| 通信費 | 228 | 240 |
| 印刷費 | 513 | 524 |
| 協会費 | 55 | 56 |
| 諸会費 | 13 | 13 |
| その他営業雑経費 | 746 | 936 |

| | | |
|--------------|--------|--------|
| 営業費用計 | 48,459 | 43,906 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 5,755 | 5,793 |
| 役員報酬 | 373 | 374 |
| 給料・手当 | 4,145 | 4,335 |
| 賞与 | 510 | 395 |
| 賞与引当金繰入額 | 725 | 688 |
| 福利厚生費 | 796 | 838 |
| 交際費 | 64 | 62 |
| 旅費交通費 | 178 | 154 |
| 租税公課 | 472 | 451 |
| 不動産賃借料 | 1,291 | 1,299 |
| 退職給付費用 | 374 | 368 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 34 | 37 |
| 固定資産減価償却費 | 907 | 925 |
| 諸経費 | 1,819 | 1,770 |
| 一般管理費計 | 11,693 | 11,702 |
| 営業利益 | 16,572 | 14,525 |

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31 日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 38 | 912 |
| 投資有価証券売却益 | 215 | 214 |
| 有価証券償還益 | 133 | 24 |
| その他 | 134 | 78 |
| 営業外収益計 | 521 | 1,230 |
| 営業外費用 | | |
| 有価証券償還損 | 32 | 71 |
| 投資有価証券売却損 | 40 | 1 |
| その他 | 60 | 54 |
| 営業外費用計 | 132 | 127 |
| 経常利益 | 16,961 | 15,629 |
| 特別損失 | | |
| システム刷新関連費用 | - | 537 |
| 投資有価証券評価損 | - | 48 |
| 関係会社整理損失 | 29 | - |
| 特別損失計 | 29 | 585 |
| 税引前当期純利益 | 16,931 | 15,043 |

| | | |
|--------------|--------|--------|
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,076 | 4,555 |
| 法人税等調整額 | 15 | 78 |
| 法人税等合計 | 5,060 | 4,477 |
| 当期純利益 | 11,870 | 10,566 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | |
|-----------------------------|--------|--------|-------|--------------|-------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,850 | 14,225 | 40,895 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 12,669 | 12,669 | 12,669 |
| 当期純利益 | - | - | - | 11,870 | 11,870 | 11,870 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 798 | 798 | 798 |
| 当期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,052 | 13,426 | 40,096 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|--------|
| | その他有価 証券評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 216 | 216 | 41,112 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | 12,669 |
| 当期純利益 | - | - | 11,870 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | 170 | 170 | 170 |
| 当期変動額合計 | 170 | 170 | 969 |
| 当期末残高 | 46 | 46 | 40,142 |

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | |
|-----------------------------|--------|--------|-------|--------------|-------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,052 | 13,426 | 40,096 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 11,868 | 11,868 | 11,868 |
| 当期純利益 | - | - | - | 10,566 | 10,566 | 10,566 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 1,302 | 1,302 | 1,302 |
| 当期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 11,749 | 12,123 | 38,793 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|--------|
| | その他有価 証券評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 46 | 46 | 40,142 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | 11,868 |
| 当期純利益 | - | - | 10,566 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | 410 | 410 | 410 |
| 当期変動額合計 | 410 | 410 | 410 |
| 当期末残高 | 363 | 363 | 38,430 |

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

| | |
|------|-------|
| 建物 | 8～18年 |
| 器具備品 | 4～17年 |

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた172百万円は、「受取配当金」38百万円、「その他」134百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 31百万円 | 34百万円 |
| 器具備品 | 264百万円 | 276百万円 |

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

| | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 未払金 | 3,788百万円 | 3,397百万円 |

3 保証債務

前事業年度(2019年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,603百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |

| | | | | |
|-----|-------|---|---|-------|
| 合 計 | 2,608 | - | - | 2,608 |
|-----|-------|---|---|-------|

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の 総額(百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2018年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 12,669 | 4,857 | 2018年 3月31日 | 2018年 6月26日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 11,868百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4,550円 |
| 基準日 | 2019年3月31日 |
| 効力発生日 | 2019年6月24日 |

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合 計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の 総額(百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2019年6月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 11,868 | 4,550 | 2019年 3月31日 | 2019年 6月24日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 10,564百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4,050円 |
| 基準日 | 2020年3月31日 |
| 効力発生日 | 2020年6月24日 |

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

| | 貸借対照表 | 計上額(*1) | 時価(*1) | 差額 |
|------------------|-------|---------|--------|----|
| (1) 現金・預金 | | 28,489 | 28,489 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | | 11,468 | 11,468 | - |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | | | | |

| | | | |
|-------------|----------|----------|---|
| その他有価証券 | 8,380 | 8,380 | - |
| 資産計 | 48,338 | 48,338 | - |
| (1)未払手数料 | (4,610) | (4,610) | - |
| (2)その他未払金 | (3,882) | (3,882) | - |
| (3)未払費用(*2) | (2,805) | (2,805) | - |
| 負債計 | (11,298) | (11,298) | - |

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

| | 貸借対照表 | 計上額(*1) | 時価(*1) | 差額 |
|-----------------|-------|----------|----------|----|
| (1)現金・預金 | | 2,741 | 2,741 | - |
| (2)未収委託者報酬 | | 10,847 | 10,847 | - |
| (3)有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 有価証券 | | 21,900 | 21,900 | - |
| その他有価証券 | | 8,754 | 8,754 | - |
| 資産計 | | 44,243 | 44,243 | - |
| (1)未払手数料 | | (3,988) | (3,988) | - |
| (2)その他未払金 | | (3,530) | (3,530) | - |
| (3)未払費用(*2) | | (2,889) | (2,889) | - |
| 負債計 | | (10,408) | (10,408) | - |

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金・預金、並びに(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負 債

(1)未払手数料、(2)その他未払金、並びに(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

| 区分 | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| (1)その他有価証券 | | |

| | | |
|-------------------|-------|-------|
| 非上場株式 | 666 | 666 |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式 | | |
| 非上場株式 | 1,836 | 3,972 |
| (3) 長期差入保証金 | 1,070 | 1,069 |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|--------|-------------|--------------|-------|
| 現金・預金 | 28,489 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 11,468 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 554 | 4,284 | 2,227 | 1,227 |
| 合計 | 40,512 | 4,284 | 2,227 | 1,227 |

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金 | 2,741 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 10,847 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 有価証券 | 21,900 | - | - | - |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 267 | 3,463 | 1,184 | - |
| 合計 | 35,756 | 3,463 | 1,184 | - |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,836百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,944百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 （百万円） | 取得原価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| （1）株式 | 87 | 55 | 32 |
| （2）その他 | 4,991 | 4,712 | 278 |
| 小計 | 5,079 | 4,767 | 311 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | 3,301 | 3,560 | 258 |
| 小計 | 3,301 | 3,560 | 258 |
| 合計 | 8,380 | 8,328 | 52 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 （百万円） | 取得原価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| （1）株式 | 60 | 55 | 5 |
| （2）その他 | 3,004 | 2,772 | 232 |
| 小計 | 3,064 | 2,827 | 237 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | 27,589 | 28,354 | 764 |
| 小計 | 27,589 | 28,354 | 764 |
| 合計 | 30,654 | 31,181 | 526 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

| 種類 | 売却額 （百万円） | 売却益の合計額 （百万円） | 売却損の合計額 （百万円） |
|------------------|--------------|------------------|------------------|
| （1）株式 | 389 | 86 | - |
| （2）その他 証券投資信託 | 3,517 | 128 | 40 |
| 合計 | 3,907 | 215 | 40 |

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

| 種類 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式 | - | - | - |
| (2) その他 証券投資信託 | 1,492 | 214 | 1 |
| 合計 | 1,492 | 214 | 1 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|-------------|--|--|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,350百万円 | 2,389百万円 |
| 勤務費用 | 158 | 159 |
| 退職給付の支払額 | 171 | 183 |
| その他 | 52 | 207 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,389 | 2,574 |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|---------------|--|--|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,389百万円 | 2,574百万円 |

| | | |
|-------------------------|-------|-------|
| 貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 | 2,389 | 2,574 |
| 退職給付引当金 | 2,389 | 2,574 |
| 貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 | 2,389 | 2,574 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
| 勤務費用 | 158百万円 | 159百万円 |
| その他 | 41 | 27 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 199 | 187 |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度174百万円、当事業年度181百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------------------|--------------|--------------|
| | (2019年3月31日) | (2020年3月31日) |
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | | 788 |
| | 731 | |
| システム関連費用 | 170 | 198 |
| 賞与引当金 | 182 | 177 |
| 未払事業税 | 141 | 129 |
| 出資金評価損 | 94 | 94 |
| 投資有価証券評価損 | 32 | 47 |
| その他 | 240 | 399 |
| 繰延税金資産小計 | 1,592 | 1,835 |
| 評価性引当額 | 164 | 173 |
| 繰延税金資産合計 | 1,428 | 1,661 |
| 繰延税金負債 | | |
| 連結法人間取引(譲渡 益) | 159 | 159 |
| その他有価証券評価差 額金 | 85 | 71 |

| | | |
|-----------|-------|-------|
| 繰延税金負債合計 | 244 | 230 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,183 | 1,431 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2019年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2020年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|---|-----------|-------------------|---------|-------------------------------|-----------|--------------|---------------|----|---------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有) 直接100.0 | 経営管理 | 債務保証 (注1) | 1,719 | - | - |
| 子会社 | Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd. | India | 1,207 | 金融商品取引業 | (所有) 直接91.0 | 経営管理 | 有償減資 (注2) | 3,293 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(注2) 当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けておりません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|---|-----------|-------------------|---------|-------------------------------|-----------|-------------|---------------|----|---------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有) 直接100.0 | 経営管理 | 債務保証 (注) | 1,603 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) (注1) | 科目 | 期末残高 (百万円) (注1) |
|----|--------|-----|--------------------|-------|-------------------------------|-----------|-------|-----------------------|----|-----------------------|
|----|--------|-----|--------------------|-------|-------------------------------|-----------|-------|-----------------------|----|-----------------------|

| | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------------|---------|---------|---------|---|-----------------|------------------|--------|---------|-------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券㈱ | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料(注2) | 19,975 | 未払手数料 | 3,400 |
| 同一の親会社をもつ会社 | ㈱大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入(注3) | 1,052 | 未払費用 | 173 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ㈱ | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | - | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料(注4) | 1,063 | 長期差入保証金 | 1,055 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円)(注1) | 科目 | 期末残高(百万円)(注1) |
|-------------|-------------------|---------|----------------|---------|-------------------|-----------------|------------------|---------------|---------|---------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券㈱ | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料(注2) | 16,953 | 未払手数料 | 2,984 |
| 同一の親会社をもつ会社 | ㈱大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入(注3) | 1,031 | 未払費用 | 224 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ㈱ | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | - | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料(注4) | 1,061 | 長期差入保証金 | 1,054 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | |
|--|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 15,389.06円 | 1株当たり純資産額 | 14,732.52円 |
| 1株当たり当期純利益 | 4,550.81円 | 1株当たり当期純利益 | 4,050.66円 |

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 当期純利益(百万円) | 11,870 | 10,566 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

| | | 当中間会計期間 (2020年9月30日) |
|-------------|---|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 2,811 |
| 有価証券 | | 12,910 |
| 未収委託者報酬 | | 11,357 |
| その他 | | 360 |
| 流動資産合計 | | 27,439 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 226 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | | 1,720 |
| その他 | | 687 |
| 無形固定資産合計 | | 2,408 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 10,638 |
| 関係会社株式 | | 3,972 |
| 繰延税金資産 | | 1,053 |

| | |
|------------|--------|
| その他 | 1,286 |
| 投資その他の資産合計 | 16,951 |
| 固定資産合計 | 19,586 |
| 資産合計 | 47,025 |

(単位:百万円)

当中間会計期間
(2020年9月30日)

負債の部

流動負債

| | |
|--------|--------|
| 未払金 | 5,860 |
| 未払費用 | 3,365 |
| 未払法人税等 | 594 |
| 賞与引当金 | 571 |
| その他 | 2 |
| 流動負債合計 | 11,000 |

固定負債

| | |
|-----------|-------|
| 退職給付引当金 | 2,609 |
| 役員退職慰労引当金 | 110 |
| その他 | 4 |
| 固定負債合計 | 2,724 |

負債合計

13,724

純資産の部

株主資本

| | |
|---------|--------|
| 資本金 | 15,174 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 11,495 |
| 資本剰余金合計 | 11,495 |

利益剰余金

| | |
|----------|-------|
| 利益準備金 | 374 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 5,784 |
| 利益剰余金合計 | 6,158 |

株主資本合計

32,828

評価・換算差額等

| | |
|--------------|-----|
| その他有価証券評価差額金 | 472 |
| 評価・換算差額等合計 | 472 |

| | |
|----------|--------|
| 純資産合計 | 33,301 |
| 負債・純資産合計 | 47,025 |

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

| | 当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) | |
|--------------|--|--------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 31,426 |
| その他営業収益 | | 214 |
| 営業収益合計 | | 31,641 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 13,509 |
| その他営業費用 | | 5,825 |
| 営業費用合計 | | 19,334 |
| 一般管理費 | 1 | 5,708 |
| 営業利益 | | 6,597 |
| 営業外収益 | 2 | 239 |
| 営業外費用 | 3 | 156 |
| 経常利益 | | 6,679 |
| 特別利益 | | - |
| 特別損失 | | - |
| 税引前中間純利益 | | 6,679 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,071 |
| 法人税等調整額 | | 8 |
| 中間純利益 | | 4,599 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | |
|-------------------------------|--------|--------|-------|--------------|-------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 11,749 | 12,123 | 38,793 |
| 当中間期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 10,564 | 10,564 | 10,564 |
| 中間純利益 | - | - | - | 4,599 | 4,599 | 4,599 |
| 株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額） | - | - | - | - | - | - |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | 5,965 | 5,965 | 5,965 |
| 当中間期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 5,784 | 6,158 | 32,828 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------------|----------------------|----------------|--------|
| | その他有価 証券評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 363 | 363 | 38,430 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | 10,564 |
| 中間純利益 | - | - | 4,599 |
| 株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額） | 836 | 836 | 836 |
| 当中間期変動額合計 | 836 | 836 | 5,128 |
| 当中間期末残高 | 472 | 472 | 33,301 |

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|-------|
| 建物 | 8～18年 |
| 器具備品 | 4～17年 |

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（追加情報）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

（中間貸借対照表関係）

1 減価償却累計額

| | 当中間会計期間 (2020年9月30日現在) |
|--------|---------------------------|
| 有形固定資産 | 316百万円 |

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間（2020年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,623百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

| | 当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) |
|--------|--|
| 有形固定資産 | 11百万円 |
| 無形固定資産 | 327百万円 |

2 営業外収益の主要項目

| | 当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) |
|-----------|--|
| 投資有価証券売却益 | 203百万円 |

3 営業外費用の主要項目

| 当中間会計期間 | |
|-------------------------------|-------|
| (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) | |
| 為替差損 | 63百万円 |
| 有価証券償還損 | 46百万円 |
| 投資有価証券売却損 | 33百万円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 |
|-------|----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|
| 2020年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 10,564 | 4,050 | 2020年3月31日 | 2020年6月24日 |

(金融商品関係)

当中間会計期間(2020年9月30日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定適用指針」という。)第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表計上額(*1) | | | |
|-------------|----------------|------|------|----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券(1) | 60 | | | 60 |
| 資産合計 | 60 | | | 60 |

(1) 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券410百万円、投資有価証券9,911百万円は上記の表に含めておりません。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、コマーシャル・ペーパー、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。なお、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表されている基準価格によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

(注 2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

| 区分 | 当中間会計期間 |
|--------|---------|
| 非上場株式等 | 666 |
| 子会社株式 | 1,944 |
| 関連会社株式 | 2,027 |

(有価証券関係)

当中間会計期間（2020年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,944百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

| | 中間貸借対照表 計上額（百万円） | 取得原価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|------------------------|---------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| （1）株式 | 60 | 55 | 5 |
| （2）その他 | 7,989 | 7,141 | 847 |
| 小計 | 8,049 | 7,196 | 852 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | 14,833 | 15,006 | 173 |
| 小計 | 14,833 | 15,006 | 173 |
| 合計 | 22,882 | 22,203 | 679 |

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) | |
|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 12,766.41円 |
| 1株当たり中間純利益 | 1,763.16円 |

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| 当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) | |
|--|-----------|
| 中間純利益(百万円) | 4,599 |
| 普通株式に係る中間純利益(百万円) | 4,599 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 4 利害関係人との取引制限および5 その他」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2020年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 商号の変更（大和アセットマネジメント株式会社に変更）

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況」の記載事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正致します。

下線部が訂正部分です

< 訂正前 >

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 略 >

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額 単位：百万円 (2020年3月 末日現在) | 事業の内容 |
|---------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| auカブコム証券株式会社 | 7,196 | 金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 48,323 | |
| 岡三オンライン証券株式会社 | 2,500 | |
| OKB証券株式会社 | 1,500 | |
| 松井証券株式会社 | 11,945 | |
| マネックス証券株式会社 | 12,200 | |
| フィデリティ証券株式会社 | 10,007 | |
| 楽天証券株式会社 | 7,495 | |
| 株式会社ジャパネット銀行 | 37,250 | |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279 | (注2) |

(注1) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注2) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 略 >

< 訂正後 >

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 略 >

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額 単位：百万円 (2020年3月 末日現在) | 事業の内容 |
|---------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| auカブコム証券株式会社 | 7,196 | 金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 48,323 | |
| 岡三オンライン証券株式会社 | 2,500 | |
| OKB証券株式会社 | 1,500 | |
| 株式会社CONNECT | 4,150 | |
| 松井証券株式会社 | 11,945 | |
| マネックス証券株式会社 | 12,200 | |
| フィデリティ証券株式会社 | 10,007 | |
| 楽天証券株式会社 | 7,495 | |
| PayPay銀行株式会社 | 37,250 | |
| スルガ銀行株式会社 | 30,043 | |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279 | (注2) |

(注1) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注2) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 略 >

独立監査人の中間監査報告書

2021年3月19日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 英之 印**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiFreeレバレッジ FANG+の2020年8月19日から2021年2月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、iFreeレバレッジ FANG+の2021年2月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年8月19日から2021年2月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示

は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|--------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小倉 加奈子 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 間瀬 友未 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 深井 康治 | 印 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 間瀬 友未 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 深井 康治 | 印 |

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。